

平成29年度認知症対応型共同生活介護指摘事項一覧

6事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
1	計画作成担当者	計画作成担当者が当該共同生活住居以外の他の職務に従事している事例がありました。計画作成担当者の兼務について適正な見直しを行ってください。	区条例第9号第110条第5項 基準省令解釈通知第三の五2(1)②イ	1
2	身体的拘束	身体拘束を行った期間につきその態様や時間について、記録がなされていない事例がありました。緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その態様や時間等必要な記録を行い、当該記録を契約終了後2年間保管してください。	区条例第9号第117条第5項・第6項 基準省令解釈通知第三の五4(4)③	2
3	運営規程	運営規程の定めはありましたが、利用料の一部の金額に誤りがありました。利用料の金額訂正及びその他文言整理を合わせて行ってください。	区条例第9号第122条第1項 基準省令解釈通知第三の五4(8)	1
4	研修の機会の確保	内部研修が実施できておらず、また外部研修についても29年度は実施できていませんでした。介護従業者の資質向上のため、計画的な研修の実施を行ってください。特に、権利擁護に関する研修は重点的に行うようにしてください。	区条例第9号123条第3項	1
5	事故発生時の対応	事故発生について区への報告が行われていない事例がありました。区における事故報告の取扱要領を再度確認し、漏れのないように報告をしてください。	区条例第9号第128条で準用する第40条第1項 基準省令解釈通知第三の五4(12)で準用する第三の一4(27)	2
6	衛生管理等	職員の健康診断の受診の有無についての管理ができていませんでした。職員の健康診断等の受診状況の管理を行い、受診していない職員には受診勧奨するなど必要な措置を行ってください。	区条例第9号第128条で準用する第59条の16第2項	1
7	非常災害対策	消防計画上、年2回の避難訓練等を実施すると定めていますが、平成28年度は未実施、平成29年度は1回実施したのみでした。消防計画に位置付けられた回数回の避難訓練等を実施するとともに、実施した記録を残してください。また夜間を想定した訓練も行ってください。	区条例第9号第128条で準用する第102条第1項 基準省令解釈通知第三の五4(12)で準用する第三の四4(14)	1
8	変更届	前管理者が退職後、現管理者を管理者とする旨の提出を、約半年後に提出していました。省令で定める事項に変更があったときには、速やかに(10日以内)指定権者(大田区)へ提出してください。	介護保険法第78条の5第1項	1
9	実施状況の把握	支援経過記録はありましたが、計画に設定した目標等の実施状況の把握がされている記録の確認ができませんでした。モニタリング等より計画の実施状況の把握をし、必要があれば計画の変更を行ってください。	区条例第9号第118条第6項 基準省令解釈通知第三の五4(5)④	1
10	認知症専門ケア加算	厚生労働大臣が定める基準の一つである、「当該事業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催していること」の要件を満たしていることが確認できませんでした。適切な算定となるよう、認知症専門ケア加算についての過誤調整を行ってください。	厚労告第126号別表5へ注(1)	1
11	看取り介護加算	看取り介護計画が作成されておらず、看取り開始時の同意及び看取り開始後の随時の同意が得られていることが確認できませんでした。適切な算定となるよう、介護給付費及び利用者負担分について過誤調整を行ってください。また、今後については、看取り介護加算算定の過程を再度確認したうえで当該加算の算定を行ってください。	厚労告第126号別表5注5 留意事項通知第2の6(5)	1